

青教ス第251号
令和3年5月21日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、本県においても新規感染者の増加に歯止めがかからず、非常に厳しい局面が続いております。

県教育委員会としましても、県立学校において部活動に関連する新型コロナウイルス感染症クラスターの発生に至ったことを重く受け止めており、今後、さらに実効性を高め、できる限りを尽くして感染拡大防止対策を講じていく必要があるものと認識しています。

各校においては、校長の強いリーダーシップのもと、全ての教職員が感染拡大を必ず封じ込めるという強い意識を持ち、感染拡大防止に危機感をもって取り組むとともに、児童生徒に対しては改めて感染拡大防止について指導して下さるようお願いいたします。

については、以下の取組を実践していただき、これまで以上に感染拡大防止の徹底に取り組むようお願いいたします。

記

1 全教職員に対して、別紙1の内容が確実に周知されるよう説明の機会を設け、説明終了後は、その旨下記担当までメールにより報告すること。

また、児童生徒に対しては、別紙1を参考としながら、発達段階等に応じ感染拡大防止に関する適切な指導を改めて行うこと。その際は、今後の学校生活が不安とならないよう十分に配慮すること。

さらに、学校関係者（日常的に来校している外部指導者等）に対しては、別紙1を参考としながら、学校における感染拡大防止に理解を求めること。

2 当面の間、各校における別紙2に記載する内容を管理職が毎日確認し、その状況を報告すること。

なお、確認及び報告の具体的な方法については、別途お知らせします。

緊急のお願い！
新型コロナ感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】 スポーツ健康課 体育・健康グループ
主任指導主事 佐藤 貴史
E-mail : takafumi_satol@pref.aomori.lg.jp
(イチ) (エル)
TEL : 017-734-9907 (直通)

感染拡大防止対策の徹底のお願い

本県では新規感染者が日々増加するとともに、感染経路不明の案件、さらには従来株よりも感染しやすい可能性のある変異株も増加しており、医療提供体制がひっ迫しつつあるなど、極めて厳しい状況となっています。

県教育委員会では、クラスターの発生を防ぎ、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「教育活動実施上の留意事項」及び「部活動実施上の留意事項」等を各学校に通知し、万全の感染防止対策を講じるようお願いしてきたところですが、先般、県立学校において、部活動に関連する新型コロナウイルス感染症クラスターが発生しました。

県教育委員会としては、今後の感染状況によっては、学校の教育活動における様々な制限も検討せざるを得ない、危機的な状況にあると認識しています。

授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続していくためには、この危機的な状況について、全教職員、児童生徒及び学校関係者が共通理解した上で、感染拡大防止対策をこれまで以上に徹底していくことが必要であると考えています。

これまでも「我慢」を強いられており、大変心苦しく思いますが、自分や家族、そして友達の方々を感染症から守るために、一人一人ができることを徹底していただきますよう、よろしく申し上げます。

具体的な感染拡大防止対策のチェック項目

(1) 健康観察

- ① 検温を確認し、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚・嗅覚の異常がないか健康観察を行い、軽微なものも含めて体調が平時と異なる場合には、早退等の指示をしている。
- ② 教職員についても、生徒と同様に検温を確認し、健康観察を行っている。
- ③ 健康観察の記録は、2週間分保存している。

【部活動】

- ④ 活動開始前に、生徒の検温を行い、生徒の健康観察（同居家族の確認を含む）を確認している。
- ⑤ 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、生徒を活動に参加させず下校させている。

(2) マスクの着用

- ① 十分な距離が確保できない場合は、必ずマスクを正しく着用させている。
- ② 休み時間や更衣の場面など活動の場面が切り替わる際には、必ずマスクを着用するよう指導している。
- ③ マスク着用時でも密接を避け、できるだけ身体的距離を確保するとともに、大声を出さないよう指導している。
- ④ 体育の授業を屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は行わない。
- ⑤ 対話が必要となる授業の場合は、十分な距離をとることを指導又は、机用のパーテーションを活用させている。

【飲食時】

- ⑥ 昼食時や休み時間の飲食の際は、自席にて黙食することを指導している。
- ⑦ 授業間の休み時間の飲食はなるべく避ける、補食が必要な場合は、摂食後は、速やかにマスクを着用するよう徹底している。

【部活動】

- ⑧ 運動の場面ではマスクの着用が難しいことから、手の届く距離で15分以上活動することや大声を出すことを避けている。
- ⑨ 練習の合間やミーティングの際は速やかにマスクを着用するよう指導している。
- ⑩ 顧問（指導者）は、常時マスクを着用している。
- ⑪ 飛沫感染が想定されるような練習は、屋外であっても避けている。
- ⑫ 飲み物、タオル、身に付ける用具は各自が準備し、共用しないよう指導している。
- ⑬ 更衣室等の狭い施設では、時間や人数の制限をしている。

(3) 換気

- ① 教室は、気候上可能な限り、常時換気を行っている。困難な場合は、CO₂モニタ

一等を活用するなどして、速やかに換気を行っている。

- ② 体育館は、常時換気を行っている。

【部活動】

- ③ 屋内で活動する場合は、気候上可能な限り、常時換気をしている。
(困難な場合は、30分に1回以上、数分程度、窓を全開にする、2方向の窓を同時に開けて換気を行っている。)

(4) 手洗い・消毒

- ① 登校後、昼食前など、アルコール消毒だけでなく、こまめに石けんによる手洗いができているか確認している。

【部活動】

- ② 石けんによるこまめな手洗い、練習後には洗顔をするよう指導している。
- ③ 練習前後には、施設、用具等の消毒をしている。

(5) 学校外での対策

- ① 学校外で、友人や知人と一緒に活動する場合も、マスクの着用、身体的距離の確保等を徹底するよう指導している。
- ② 不特定多数の人が集まる場所で活動する必要がある場合には、できるだけ短時間で済ませること等を指導している。
- ③ 家族以外の車への同乗、食事会は、極力行わないよう指導する。